

令和7年9月定例会

文教警察企業分科会会議録

令和7年9月29日～10日1日

場 所 第3委員会室

令和7年9月29日(月)

令和7年9月29日(月曜日)

午後1時1分開会

会議に付託された議案等

- ・議案第25号 令和6年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- ・議案第26号 令和6年度宮崎県電気事業会計決算の認定について
- ・議案第27号 令和6年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- ・議案第28号 令和6年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について

○報告事項

- ・令和6年度宮崎県公営企業会計(電気事業)
継続費精算報告書
- ・令和6年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)
継続費精算報告書

出席委員(7人)

主 委 員	査 員	荒 神 稔
副 委 員	査 員	永 山 敏 郎
委 員	員	坂 口 博 美
委 員	員	中 野 一 則
委 員	員	安 田 厚 生
委 員	員	本 田 利 弘
委 員	員	工 藤 隆 久

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	平 居 秀 一
警 务 部 長	奈 良 文 代

警務部参事官兼 首 席 監 察 官	奥 野 仁
生 活 安 全 部 長	三 木 健 次
刑 事 部 長	迎 修 二
交 通 部 長	黒 瀬 信 太 郎
警 備 部 長	河 野 博 之
生 活 安 全 部 サイバーウィルス対策局長	梅 原 守
警務部参事官兼 会 計 課 長	寺 田 健 一
警務部参事官兼 警 務 課 長	中 武 泰 博
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 少 年 課 長	小 野 哲 也
交 通 部 参 事 官 兼 交 通 企 画 課 長 兼 交 通 規 制 課 長	佐 藤 勝 重
総 務 課 長	後 藤 泰 三
総 合 管 理 課 長	安 井 照 和
生 活 環 境 課 長	水 増 勝 二
運 転 免 許 課 長	岩 田 浩 幸

企業局

企 業 局 長	松 浦 直 康
副 (總括) 局 長	大 野 正 幸
副 (技術) 局 長	松 山 英 雄
技 監	小 野 一 彦
總 務 課 長	奥 野 真 一
經 営 企 画 室 長	柏 木 良 一
工 務 管 理 課 長	山 元 孝 訓
施 設 保 全 課 長	結 城 善 行
發 電 設 備 課 長	安 藤 忠
總 合 制 御 課 長	西 本 修 一

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	黒 木 一 寛
總 務 課 主 事	高 妻 勇 斗

○荒神主査　ただいまから決算特別委員会文教警察企業分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

日程案につきましては、御覧のとおりであります、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神主査　それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方針についてであります。

審査方針につきましては、決算特別委員会において決定のとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

次に、先ほど開催されました主査会の協議内容について、御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。

分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの、及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましては、よろしくお願ひいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時5分再開

○荒神主査　分科会を再開いたします。

それでは、令和6年度決算について警察本部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○平居警察本部長　本日は、令和6年度の警察本部に係る決算の概要とこれまで推進してまい

りました主要施策について御説明いたします。

令和6年度一般会計の決算につきましては、常に適正な予算執行に努めてまいりました。また、令和6年度は、宮崎県総合計画2023に掲げられた将来像である「安全な暮らしが確保される社会づくり」の実現を目指し、各種事業に取り組んだところであります。

決算の概要と主要施策の成果につきましては、警務部長から具体的に説明をさせますので御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○奈良警務部長　それでは、警察本部の令和6年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の令和6年度決算特別委員会資料の4ページを御覧ください。

初めに、令和6年度決算事項別明細総括表により、決算の概要について御説明いたします。

警察本部の一般会計につきましては、予算額293億5,465万3,206円、支出済額287億202万5,954円、翌年度繰越額1億7,334万8,000円、不用額4億7,927万9,252円、執行率97.8%、翌年度繰越額を含めた執行率98.4%となります。

それでは、資料に沿って、目の不用額が100万円以上のものと執行率が90%に満たないものについて御説明させていただきます。

資料の5ページを御覧ください。

(項) 警察管理費、(目) 公安委員会費につきましては、予算額1,338万8,000円、支出済額1,212万6,507円、不用額126万1,493円、執行率90.6%となります。

公安委員会費は、宮崎県公安委員会の運営及び警察署長の諮問機関である警察署協議会の運営に要する経費であり、主な不用額としましては、報酬と旅費の執行残です。

これは、開催予定であった公安委員の出席する全国会議等の中止や、年に複数回実施する各

警察署協議会の委員に対する報酬や旅費に不用額が生じたものとなります。

次に、資料6ページ、（目）警察本部費についてです。

予算額227億1,039万206円、支出済額223億5,187万2,889円、不用額3億5,851万7,317円、執行率98.4%となります。

(目) 警察本部費は、職員の給料、職員手当及び共済費等の経費であり、主な不用額は、職員手当等と共済費の執行残です。

職員手当等は、職員に対する各種手當に要する経費となります。警察は事件・事故や災害など突発的な事案への対応が必要となることから、万が一事件等が発生した場合に必要となる特殊勤務手当や夜間勤務手当等の予算を確保しておりましたが、結果として不用額が生じたものです。

また、共済費につきましては、医療費及び年金等に係る事業主負担金等の経費となります。令和5年度に続き、令和6年度も基礎年金拠出金の負担率が4月1日に遡及して引き下げられたことにより、不用額が生じたものです。

次に、資料7ページの（目）装備費についてです。

予算額7億2,296万7,000円、支出済額6億9,633万5,337円、不用額2,663万1,663円、執行率96.3%となります。

装備費は、警察の機動力や警察装備の整備に要する経費で、主な不用額は、需用費の執行残です。これは、ヘリコプターの点検整備に要する消耗品費や修繕料、警察車両用燃料費などに不用額が生じたものです。

次に、資料8ページ、（目）警察施設費についてです。

予算額14億5,612万9,000円、支出済額12億

7,019万4,162円、翌年度繰越額1億7,334万8,000円、不用額1,258万6,838円、執行率87.2%、繰越額を含めた執行率は99.1%となります。

(目) 警察施設費は、警察施設の計画的整備と適正な管理に要する経費で、主な不用額は、工事請負費の執行残です。

工事請負費は、警察施設の維持管理等に要する費用で、突発的な補修工事に備えて予算を確保していましたが、結果として不用額が生じたものです。

また、令和7年度へ繰り越しました公有財産購入費につきましては、「宮崎西警察署（仮称）整備事業」の用地購入に伴う費用です。

繰越理由は、関係機関との調整に日時を要したため、令和6年度内の購入が不可能となり、令和7年度に繰り越したものです。

なお、用地購入につきましては、協議が調い次第、契約を締結する方向で調整中であります。

次に、資料9ページ、（目）運転免許費についてです。

予算額11億8,341万9,000円、支出済額11億7,576万6,708円、不用額765万2,292円、執行率99.4%となります。

(目) 運転免許費は、自動車運転免許試験や各種講習等に要する経費であり、主な不用額としては、需用費の執行残です。

需用費は、各運転免許センターの電気料等の光熱水費や、運転免許事務に要する消耗品費に執行残が生じたものです。

最後に、10ページの（項）警察活動費、（目）警察活動費についてです。

予算額32億6,836万円、支出済額31億9,573万351円、不用額7,262万9,649円、執行率97.8%となります。

(目) 警察活動費は、警察活動全般に要する

経費や、信号機及び道路標識などの交通安全施設の維持・整備に要する経費です。

主な不用額としては、報償費、役務費、委託料の執行残です。

報償費は、事件、事故などにおける警察協力者に対する謝礼や、各種警察活動における講師謝金等に不用額が生じたものです。

また、役務費につきましては、通信指令システムや交通安全施設の通信回線使用料に不用額が生じたものです。

さらに、委託料につきましては、警察活動に必要な業務委託を行うための予算がありますが、既存システムの改修費用や鑑定機器の保守点検委託等に執行残が生じたものです。

以上で、令和6年度決算事項別明細についての説明を終わらせていただきます。

引き続き、令和6年度における主要施策の成果について御説明いたします。

資料は、3ページにお戻りください。

警察本部では、宮崎県総合計画2023にあります、分野別施策「くらしづくり」において、その将来像を「安全な暮らしが確保される社会づくり」と位置づけ、その施策の柱を「犯罪のない安全で安心なまちづくり」と「交通事故のない社会づくり」とし、それぞれの基本的方向性に基づき、各種事業に取り組んだところです。

まず、「くらしづくり」「1 安全な暮らしが確保される社会づくり」「（1）犯罪のない安全で安心なまちづくり」の取組について御説明いたします。

資料の11ページを御覧ください。

当該施策の目標は、県民一人一人が防犯意識を高めるとともに、地域住民、事業者、行政等が地域の安全に必要な情報を共有し、連携協働することにより犯罪の未然防止が図られ、安全

で安心して暮らすことができる社会を目指すもののです。

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」として取り組んだ主な事業、予算額等につきましては、資料11～13ページに記載しておりますので、御確認ください。

その中で、「特殊詐欺被害防止コールセンター」について説明いたします。

資料は、12ページになります。

「特殊詐欺被害防止コールセンター」では、県民生活の大きな脅威となっている特殊詐欺について、被害防止と県民の自主防犯力の強化を図るため、特殊詐欺の新たな手口の発生や、被害の状況について、民間事業者のオペレーターによる注意喚起を実施したほか、電話の相手に対して、着信前に会話が自動録音されるとのアナウンスが流れる自動通話録音機の無償貸出しなど、積極的な情報発信や行政サービスを推進しました。

なお、令和6年中の架電完了件数は、6万3,460件となります。

続きまして、各施策の成果等について御説明いたします。

資料は、14ページになります。

犯罪情勢の分析及び治安アンケート調査の結果等に基づき、県民が不安を感じている、「住宅対象の侵入窃盗対策」、「乗り物対象の窃盗対策」、「特殊詐欺対策」、「サイバー犯罪対策」、「子供・女性の安全・安心確保対策」を重点とした犯罪防止対策を推進するとともに、被害者とならないための地域安全情報の発信や防犯教室の開催、また地域住民等による自主防犯活動の活性化等の諸対策を積極的に推進しました。

また、様々なインターネット上のサービスを

悪用した犯罪に対して、サイバー空間における防犯活動に優れた知見を有する特定サイバー防犯ボランティアと連携し、児童やその保護者等を対象としたサイバーセキュリティカレッジの開催や、関係機関・団体と連携したキャンペーンやセミナーを開催しました。

さらに、SNS等を活用した情報発信を行うなど、県民のサイバーセキュリティ意識の向上に向けた広報啓発活動も推進しました。

特殊詐欺の防止対策につきましては、テレビやラジオ等の各種メディアやアプリを活用したタイムリーな情報発信により、特殊詐欺の被害の発生や手口、対処要領等を県民に幅広く周知し、注意喚起を行いました。

さらに、金融機関と連携した高額振込者などの声かけによる被害防止活動や、コンビニエンスストア各店舗に担当警察官を指定するコンビニサポートポリスの運用など、効果的な抑止対策を推進しました。

また、犯罪被害者への支援対策としては、きめ細かな被害者支援を推進するために、公益社団法人みやざき被害者支援センターに対して、広報啓発活動やカウンセリング事業等を委託し、電話または面接での相談受理や、付添い等の直接支援を実施しました。

さらに、犯罪被害者等の経済的・精神的負担軽減のために、診断書料や初診料などの医療費を公費で負担するとともに、各種支援制度を教示するなど、積極的な被害者支援にも努めました。

次に、今後の方向性について御説明いたします。

資料の15ページになります。

令和6年の刑法犯の認知件数は、前年比で62件増加しており、令和7年は特殊詐欺やイン

ターネットを利用したさらなる犯罪の増加が懸念されるところです。引き続き徹底した捜査を行い、犯罪の検挙に努めるとともに被害の未然防止対策にも力を入れてまいります。

また、あらゆるメディアを活用し、関係団体等と連携するなどして、低年齢層や高齢者等に対しても分かりやすいタイムリーな防犯情報の発信を推進することにより、被害の未然防止に努めてまいります。

さらに、県内における特殊詐欺等の認知件数が前年比で増加し、その中でもSNS型投資・ロマンス詐欺被害が急増していることから、金融機関やコンビニエンスストア事業者と連携し、官民一体となった各種施策を強力に推進してまいります。

資料15ページ下段に、刑法犯認知件数の推移を載せていますが、説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料16ページを御覧ください。

施策の2つ目の柱である「（2）交通事故のない社会づくり」について御説明いたします。

当該施策の目標は、県民一人一人の交通安全意識の高揚が図られるとともに、安全で円滑・快適な交通環境が整備されること等により、交通事故のない安全で安心な社会を目指すものです。

「交通事故のない社会づくり」として取り組んだ主な事業、予算額等につきましては、資料16～17ページに記載しておりますので、御確認ください。

それでは、施策の成果等について御説明いたします。

資料は、18ページ上段になります。

交通安全指導員につきましては、一般財団法人宮崎県交通安全協会に業務を委託し、県下53

人の指導員による通学路や交通量の多い道路における子供や高齢者への保護誘導活動、高齢者宅訪問指導や、歩行環境シミュレーターを活用した交通安全教育などの各種交通安全意識の啓発活動に取り組んだところです。

また、高齢者の交通事故を防止するため、民間委託の交通安全教育隊によるドライビングシミュレーター等を搭載した交通安全教育車を活用した交通安全教育を実施しました。

さらには、危険予測教育機器を活用した警察官による出前型の交通安全講習会を県内各地で開催するなど、参加・体験・実践型の交通安全教育も推進しました。

なお、令和6年中の高齢運転者が加害者となる事故は875件で、前年比で214件減少しましたが、全事故に占める高齢運転者が加害者となる事故の割合は32.4%であり、今後もより効果的な交通事故の抑止対策に努めてまいります。

また、令和6年度は、安心・安全な交通環境を整備するために、2基の信号機を新設し、交通事故の抑止と交通の円滑化を図るとともに、信号灯器のLED化により視認性の確保、さらに信号柱の鋼管柱化や信号機電源附加装置など災害に強い交通安全施設の整備を推進しました。

次に、今後の方向性についてです。

令和6年中の高齢歩行者の死者数は11人で、前年比で3人増加しており、高齢者の交通事故抑止対策は、本県の重要な課題となっています。

今後も、高齢者対象の交通安全講習会などの各種活動を継続して実施するとともに、安全で快適な交通環境を実現するために、計画的な交通安全施設の整備を行ってまいります。

資料19ページには、交通事故の発生状況の資料を載せていますが、説明は割愛させていただきます。

以上で、令和6年度主要施策の成果に関する報告についての説明を終わらせていただきます。

最後に、監査における指摘事項等についてですが、令和6年度における監査の指摘事項はありませんでした。

○荒神主査 執行部の説明が終了しました。ただいまの説明について、質疑はございませんか。

○永山副主査 資料17ページの交通安全施設整備の関係です。信号機の整備が、新設2基、LED化という形で進められている状況なんですが、逆に信号機を撤去した状況、データがあれば教えていただきたいと思います。点滅信号を撤去するというところが結構増えてきているという話も聞いたので、その辺が分かれば教えてください。

○黒瀬交通部長 信号機の撤去の状況でございますけれども、令和6年度は22か所を撤去しております。

○永山副主査 撤去に当たっては、その信号がなくても、取りあえず交通安全に支障がないというような判断で整理をしていくという認識でよろしいでしょうか。

○黒瀬交通部長 撤去の主なものは、先ほど御指摘ございましたとおり、1灯点滅式信号機、を撤去しているんですが、この撤去の理由は、1灯点滅式信号機が設置された交差点における交通事故の発生割合が、一時停止標識が設置された交差点や3灯式信号機が設置された交差点よりも、非常に高いということでございまして、現在、1灯点滅式信号機の撤去を進めているところでございます。

○永山副主査 1灯点滅式信号機だと事故が起こる確率が高いというふうな認識ということで撤去した後については、また一時停止の標識をつけたりだとか、あとは3灯式信号機に

したりだとかということは、その現場現場で判断していくという状況でしょうか。

○黒瀬交通部長 1灯点滅式信号機を撤去した後につきましては、今、御質問があったとおり、一時停止の標識を設置するというのが、主なその後の措置ということとなっております。

○工藤委員 資料15ページ——知能犯も確かに増えているんですが、うち風俗犯が、令和5年度から令和6年度にかけて66件から128件に増えているところで、何が増えているのか分かれば教えていただきたいと思います。

○三木生活安全部長 風俗犯につきましては、性的犯罪、特に不同意わいせつ、不同意性交等です。この要因としましては、令和5年に刑法の一部改正がございまして、非常に間口が広くなったというようなところで、相談から始まって、捜査を開始して、それに対する検挙につながることが多くなっております。

○安田委員 資料13ページの移動交番車活動推進のところでありますけれども、この活動は多分二、三年前から始まったというような記憶があるんですけども、令和6年度の実績ということで182回、どのような場所、主な地域で、またどういうような相談事があったのかというのを少し知りたいんですけども、よろしくお願ひいたします。

○三木生活安全部長 移動交番は、交番駐在所の再編成整備により、警察施設から離れた地域住民の方に対して、交番機能を有する移動交番車を派遣して、行政サービスに当たっている次第でございます。

その場所としましては、大体公民館とかそういう場所をお借りしまして活用しておりますが、そこで困り事とか、あと周辺地域の住民の方に対するチラシ配布というようなことを積極的に

して、先ほど挙がりましたような特殊詐欺などの被害の防止に努めているところであります。

○安田委員 この移動交番は、一時期交番を閉鎖するというか、そういうところで用いられたような感じがするんですが、やはり中山間地域において、この警察の交番がなくなるということは、大変心配なことでありますけれども、移動交番が回ってくることについて、すごく安心感を持てるんじゃないかなと思っています。

この広報活動として、どのように——何時何分にここら辺に来ますよというのが広報されているのか、もしよかったです教えてください。

○三木生活安全部長 移動交番が開設する際には、事前に要請した警察署が、主体的に住民に広報活動を事前に行うこととなっております。

○安田委員 資料12ページにあります、未来を担う少年育成のためのスクールサポーターというのがございますけれども、こちらは、9人配置ということですが、主に学校とかになるんじゃないかなと思うんですけども、どのようなところに配置されているのか、教えてください。

○三木生活安全部長 スクールサポーターについては、平成17年から始まりまして、平成27年に現在の9人体制になっております。

スクールサポーターの配置につきましては、宮崎北地域、宮崎南地域、日南地域、都城地域、日向地域、延岡地域に配置しまして、それ以外の、例えば周辺の地区については、そのブロックから網羅することになっていて、スクールサポーターが行くことになっております。

○安田委員 スクールサポーターの配置ですね。いわゆる警察ごとに設置されているという認識でよかったですかなと思っています。それと、学校との情報交換等が5,201回となっております

けれども、どのような内容の情報交換というか、相談事があったのか、教えてください。

○三木生活安全部長 情報交換、これはいろいろな方面に対してスクールサポーターは行っておりますが、特に学校との情報交換につきましては、学校の風紀とか、問題のある少年、こういったところを先生から相談があった場合、対応することにも責務を果たしております。

○坂口委員 交通部長に質問ですけれども、令和2年から令和6年にかけて、交通事故の発生件数が半減ぐらいしてきているんですけども、この背景には何か特例なこと、取組とかがあるのですか。

○黒瀬交通部長 今回、令和6年は、昭和57年以降、42年ぶりに3,000件を下回る結果となりました。その理由といたしましては——推測するに、宮崎県交通安全対策会議をはじめとした関係機関・団体や、県民一人一人の交通事故防止への取組が実を結んだものであると考えております。

具体的に交通事故が減少した要因としましては、社会的情勢、経済情勢、車両の安全性の向上など、様々な要因が影響しているとは考えられておりますが、交通事故データを分析いたしますと、令和2年に1,946件発生いたしました追突事故が、令和6年は1,071件と半数近くまで減少しているというデータ結果が出ております。

この追突事故の原因といたしましては、脇見、ぼんやり運転が大半を占める中、警察では令和4年以降、交通事故の多発地点を中心とした警察官による街頭指導を強化しており、ドライバーの皆様の運転中の緊張感が醸成されつつあるのではないかと考えております。

今後の方針といたしましても、交通事故多発地点の街頭指導をはじめ、横断歩道における歩

行者保護対策、制限運転の普及・促進による高齢運転者対策など、交通事故分析に基づいた真に抑止効果のある対策を実施して、安全で安心な交通環境の構築に努めてまいりたいと考えております。

○坂口委員 交通企画課だったかな。事故分析官というポストはまだ今もあるんですか。昔、県土木行政、道路行政のほうから、交流かなんかで行っておられましたよね。

○黒瀬交通部長 御指摘のとおり、分析官につきましては、現在も在籍しております。

○坂口委員 最近少し白線が消えているとかそういうのが結構あるなか、今、予算の関係でなかなかなんだと——それとか信号機が必要とか私たちも説明しているんですが、それが一つあるので、分析官の分析がどうなっているのかなと。

事故発生件数が半減した背景は総合的な取組があると思うんですけども、一つには、車の安全機能が高まったというのがあるのかなと。また物理的に避けられるような道路の環境というか、道路条件とかが、事故につながるような分析があれば、それはやっぱり財政面でも工面もされながら、極力それを優先していくのが必要かなと。それと国スポ障スポとかが近づいてくると、なおさらかなと思うんですけども、これはすばらしいことで、今の取組を続けていただくのが必要だと思います。

○永山副主査 資料15ページです。先ほど工藤委員のほうから風俗犯の話が出ていたんですけども、この中に賭博のほうも入っていると思うんですが、おとといの土曜日にギャンブル依存症の家族会が立ち上がったという形で参加してきたんですけども、最近はオンラインカジノの利用がすごく増えていて——オンラインカ

ジノ自体が犯罪ということなんですけれども、その検挙も全国的には増えてきている状況なんですが、本県におけるオンラインカジノに関する検挙の状況とか、数字があれば教えてください。

○三木生活安全部長 本県における検挙につきましては、1件ございます。令和7年3月における1件が本県の検挙であります。

○永山副主査 やっぱり若い子たちが結構スマートを使ってオンラインカジノに手を出して、最終的にはその流れで借金だとか闇バイトとか、様々な犯罪に巻き込まれるという話の事例も説明がありましたので、また、引き続き全国の警察が取り組まれていると思うんですけれども、その辺の対策等もよろしくお願ひいたします。

○本田委員 資料14ページのIの③特殊詐欺のところなんですが、成果指標のところで、電話帳から年間6万件余の架電と。ここは要するに電話帳から抽出した6万件余に架電をされているという認識でいいのか。それと押収リストに100%の架電完了とあるんですが、ここを少し御説明いただけないかなと思うんですけれども。

○三木生活安全部長 まず、押収リストのほうから御説明させていただきます。

押収リストは、全国警察がいろいろな特殊詐欺の捜査をいたしまして、捜索差押え、いろいろ押収した名簿——犯人たちが使っていたどこに電話をかけるかという名簿で、これをピックアップして——名簿屋というところから購入している名簿等ですので、こういう名簿に記載されている人物についてはまたほかのグループから電話がかかってくるおそれが高いです。

これに関して警察庁が関係する都道府県警に対して情報を提供しているというところから、

そのリストに記載されている人に対してコールセンターから注意喚起、もしくは警察署からも警察官が面接を行うということもやっております。

そして、NTTの電話帳ということでございますが、これに関してはコールセンターから、その電話帳——当初は名前から高齢者と思われるような名前を優先して電話をしていると。あと、まだ未架電のところにどんどん電話をかけていくというような作業をコールセンターでやっているところであります。

○本田委員 特殊詐欺の内容自体もオレオレ詐欺からどんどん変化しているということを一般質問でも確認させていただいたんですけども、やはりこういう取組によってオレオレ詐欺が減ってきてているんだなというのは何となく認識できました。資料14ページにコンビニサポートポリスの運用はあるんですが、このコンビニサポートポリスについても少し教えていただけないですか。

○三木生活安全部長 コンビニサポートポリスにつきましては、現在コンビニエンスストアが県内に四百数十件ございます。これに対して、受け持ちの交番駐在所から1名、コンビニエンスストアに対する担当者を決めます。

そして、このコンビニエンスストアについては、特殊詐欺以外に万引きとかの初期型犯罪についても非常に発生している状況から、コンビニに対する防犯的な指導、それと相談・困り事、これをその担当警察官が受けると。

その中で、特に特殊詐欺につきましては、その振り込み、お金を得る方法が電子マネー——これはコンビニの出入口付近に販売されているわけですが、これが非常に収入源になっておりまして、これに対して高齢者に関して、一定の

金額を購入しようとする人に声かけをしてもらうようにお願いしています。

そして、チェックシートを渡しておりまして、それに従ってこれは警察に依頼されてこういうことを聞いているんですよということ、それと併せて警察に対する110番通報をしてもらって、警察官が実際に行きまして、購入しようとする人に対して注意喚起をすると、もしくはその理由を聞くとかいうことを実施しているところあります。

このようにコンビニサポートポリスというのは、水際対策として警察としても頼りにしているところであります。併せて、コンビニのそういう犯罪抑止の質問等には積極的に対応するという制度であります。

○本田委員 各コンビニエンスストアに担当者がいらっしゃって、その方が、要するに電子マネーを買うときだとか、そういったところの確認とかをしている方という認識でよろしかったでしょうかね。

○三木生活安全部長 それもあります。先ほども説明したとおり、特殊詐欺、これの未然防止を図ることで、警察がお世話になっているところであります。

○荒神主査 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○荒神主査 ないようでございますので、それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後1時57分再開

○荒神主査 分科会を再開いたします。

それでは、令和6年度決算等について、企業

局から説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○松浦企業局長 私からは、令和6年度の企業局決算の概略を説明させていただきまして、その後、総務課長から詳細説明をさせていただきたいと思っております。

決算特別委員会資料の2ページを御覧ください。目次でございます。

まず、I、令和7年9月県議会定例会提出議案関係でありますけれども、3件ございます。議案第26号「令和6年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」、それから議案第27号「令和6年度宮崎県工業用水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について」、議案第28号「令和6年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」の3件であります。これらは、地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益の処分について県議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、決算について認定をお願いするものであります。

次のII、令和7年9月県議会定例会提出報告書（追加分）の2件でありますけれども、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費の精算報告を行うものであります。

IIIは、監査の指摘事項についてであります。

次の3ページを御覧ください。

令和6年度の公営企業会計の決算の概要でありますけれども、令和6年度は、工業用水道事業は純利益を計上し、電気事業、それから地域振興事業は純損失を計上しております。

まず、1の電気事業であります。

(1)の事業の実績であります。供給電力量は、「綾第二発電所大規模改良事業」に伴う発電停止等によりまして、前年度対比86.3%とな

ったところであります。

(2) の決算額であります。収益のほうでありますけれども、電力料収入や受取配当金の増となりまして、収益は増となったものの、「綾第二発電所大規模改良事業」に伴う固定資産除却費の増等によりまして、事業費が増加したことから、前年度に比べて増収減益となったところであります。

表の太枠の欄、純損失のところでありますけれども、13億6,957万8,000円の赤字を計上しております。3年連続の赤字でございます。

電気事業につきましては、綾第二発電所の工事が終わりまして、発電が再開すれば、また黒字に転換をするということではありますので、それまでの間の状況であると考えております。

次の4ページを御覧ください。2の工業用水道事業であります。

(1) の事業の実績でありますが、常時使用水量は、一部の受水企業の使用量が増加したことに伴いまして、前年度対比103.4%となったところであります。

(2) の決算額でありますけれども、常時使用水量の増によりまして、給水収益は増となりましたけれども、営業外収益が減となったことで、収益そのものは減少しております。前年度に比べて減収減益となったところでありますと、太枠のところを御覧いただきますと、1,221万円の黒字を計上しています。2年連続の黒字ということになっております。

次の5ページをお開きください。3の地域振興事業であります。

(1) の事業の実績でありますが、利用者数は、記録的な猛暑、それから台風10号に伴うコース冠水等がありまして、2万2,292人にとどまりまして、前年度対比89.7%となったところ

であります。

(2) の決算額でありますが、利用者数の減に伴いまして、指定管理者からの納付金収入も減っております。また、ゴルフ場施設の改修工事等もありまして、費用等も増加をしているということでありまして、前年度に比べて減収減益となったところであります。表の太枠を見ていただきますと、2,575万2,000円の赤字を計上したところでございます。

地域振興事業につきましては、指定管理者と連携して、利用者の増等に今、取り組んでいるところであります。その推移を見ながら、事業の今後の在り方については、引き続き検討してまいりたいと考えております。

続きまして、総務課長のほうから説明をさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○奥野総務課長 引き続き、決算の内容について御説明いたします。

資料の6ページを御覧ください。

初めに、議案第26号「令和6年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」であります。

まず1、事業の概況でありますが、(1) 供給電力量につきまして、令和6年度は、表の下から2行目、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標4億944万キロワットアワー余に対し、実績3億8,167万キロワットアワー余で、目標に対する達成率は93.2%となっております。

7ページを御覧ください。

(2) 電力料金収入は、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標40億8,644万円余に対し、実績44億7,472万円余で、目標に対する達成率は109.5%となっております。

次に8ページを御覧ください。

2、決算報告書であります。この報告書は、

予算額と決算額を比較するものであります、消費税込みの金額を記載しております。

まず、(1)の収益的収入及び支出であります、①の収入を御覧ください。

表の太枠の事業収益(合計)は、予算額48億5,037万円余に対し、決算額55億1,777万円余で、6億6,739万円余の増となっております。これは、主に電力料の増による営業利益の増や、消費税の還付による営業外収益の増によるものであります。

次に、9ページを御覧ください。

②支出であります。

表の太枠の事業費(合計)は、予算額80億9,327万円余に対し、決算額65億9,969万円余であります。

繰越額は6億8,990万円余で、この繰越しの内容は、6月の常任委員会で報告いたしました「綾第二発電所大規模改良事業」の繰越し等によるものであります。

また、不用額は8億368万円余で、これは主に営業費用や営業外費用の執行残であります。

次に、10ページを御覧ください。

(2)の資本的収入及び支出でありますが、これは事業収益を得るために必要な資産等の取得に係る収支を表すものであります。

①の収入を御覧ください。

表の太枠の資本的収入(合計)は、予算額7,014万円余に対し、決算額8,953万円余で、1,939万円余の増となっております。

次に11ページを御覧ください。

②の支出であります。

太枠の資本的支出(合計)は、予算額97億9,049万円余に対し、決算額32億6,214万円余であります。

繰越額は57億6,399万円余で、この繰越しの内

容は、収益的支出と同様に6月の常任委員会で報告しました「綾第二発電所大規模改良事業」の繰越し等でございます。

また、不用額は7億6,434万円余で、これは主に建設改良費のうち、多目的ダムに係る設備増強費の執行残であります。

欄外の米印の2つ目を御覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額31億7,261万円余につきましては、①～④に記載のとおり、建設改良積立金等で補填したところであります。

次に12ページを御覧ください。

3の損益計算書であります。

こちらは、消費税抜きの金額を記載しております。

①の収益の部を御覧ください。

太枠の収益合計は、49億3,040万円余となっており、その主なものは、営業収益の電力料であります。

次に、13ページを御覧ください。

②の費用の部であります。

太枠の費用合計は、62億9,997万円余となっており、主なものは営業費用の水力発電費であります。

収益合計から費用合計を差し引きました下から3行目の当年度純損失は、13億6,957万円余となっております。

また、この損失にその下の行のその他未処分利益剰余金変動額11億1,794万円余、これは建設改良積立金などの取崩額でありますが、これを加えました当年度未処理欠損金は2億5,163万円余となります。

14ページを御覧ください。

4の貸借対照表であります。こちらも消費税抜きの額となっております。

表の左側を御覧いただきまして、太字で記載しておりますとおり固定資産と、次の15ページにございます流動資産とで構成されます、一番下の資産合計は、475億9,451万円余となっております。

14ページにお戻りいただきまして、表の右側を御覧ください。

太字で記載しております固定負債と流動負債、繰延収益で構成されます、負債合計は、次の15ページの上から2行目に記載のとおり81億2,338万円余となっており、また、その下の資本金と剰余金、評価・換算差額等で構成される資本合計は、394億7,112万円余となっております。

この結果、一番右下の負債資本合計は、475億9,451万円余となっております。

次に16ページを御覧ください。

5の欠損金処理であります。

表の上から2行目に記載しております未処理欠損金2億5,163万円余につきましては、欠損時の補填財源である利益積立金から補填することとしたところであります。

参考といたしまして、下の表に利益積立金の処理後の残高を記載しております。

続きまして、17ページを御覧ください。

議案第27号「令和6年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

まず、1事業の概況でありますが、常時使用水量は、細島工業団地の工場等の一部の受水企業の使用水量需要が増加したことによりまして、(1)の給水状況は、下から2行目、太枠の年度計の欄にありますとおり、表の左から3列目、常時使用水量の目標2,096万立方メートル余に対し、その横の実績は2,097万立方メートル余で、達成率は右から3列目、100.1%となっておりま

す。

次に、18ページを御覧ください。

(2) 納水料金収入です。

太枠の年度計の欄にありますとおり、目標3億724万円余に対し、実績3億745万円余で、達成率は100.1%となっております。

次に、19ページを御覧ください。

2の決算報告書ですが、まず、(1)の収益的収入及び支出であります。

①の収入につきまして、太枠の事業収益(合計)は、予算額3億8,355万円余に対し、決算額3億7,658万円余で、697万円余の減となっております。これは、主に見込んでいた消費税の還付がなかったことによる営業外収益の減によるものであります。

20ページを御覧ください。

②の支出であります。

太枠の事業費(合計)は、予算額4億5,622万円余に対し、決算額3億5,270万円余であります。繰越額は999万円余で、この繰越しの内容は、6月の常任委員会で報告いたしました、工業用水道施設浄水場浸水対策工事の繰越しによるものであります。

また、不用額は9,352万円余で、これは営業費用の修繕費や委託費の執行残などであります。

次に、21ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出であります。

①の収入ですが、太枠の資本的収入(合計)は、予算額1,000円に対し、決算額1,069円となっております。これは、庁舎外壁清掃設備更新工事に係る知事部局からの負担金でございます。

次に、22ページを御覧ください。

②の支出であります。

太枠の資本的支出(合計)は、予算額3億4,510万円余に対し、決算額1億8,831万円余で

あります。

繰越額は1億4,228万円余で、この繰越しの内容は、収益的支出と同様に、6月常任委員会で報告しました工業用水道施設浄水場浸水対策工事の繰越しであります。

また、不用額は1,449万円余で、これは主に建設改良費の設備増強費の執行残であります。

欄外の米印を御覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,831万円余につきましては、①～③に記載のとおり、建設改良積立金等で補填したところであります。

次に、23ページを御覧ください。

3、損益計算書であります。

①の収益の部ですが、表の太枠の収益合計は3億4,577万円余となっており、主なものは、営業収益の給水収益であります。

次に、24ページを御覧ください。

②の費用の部ですが、太枠の費用合計は、3億3,356万円余となっており、主なものは営業費用の運転費であります。

収益合計から費用合計を差し引いた下から3行目の当年度純利益は、1,221万円余となっております。この利益にその下の行のその他未処分利益剰余金変動額の1億8,071万円余、これは建設改良積立金等の取崩額でありますが、これを加えました当年度未処分利益剰余金は、1億9,292万円余となります。

次に、25ページを御覧ください。

4の貸借対照表ですが、表の左側を御覧いただきまして、太字で記載しております固定資産と、26ページに記載しております流動資産、こちらを合わせました一番下の資産合計は40億9,474万円余となっております。

また、25ページにお戻りいただきまして、表

の右側、太字で記載しております固定負債、流動負債、繰延収益で構成されます負債合計は、26ページの上から5行目、23億1,460万円余となっております。

また、その下の資本金と剰余金で構成されます資本合計は、17億8,013万円余となっております。

この結果、表の一番下の負債資本合計は、40億9,474万円余となっております。

次に、27ページを御覧ください。

5、剰余金処分（案）であります。

表の上から2行目にあります未処分利益剰余金1億9,292万円余のうち、その一つ下の行の処分案でお示ししております、当年度純利益の額となる1,221万円余につきましては、借入金償還積立金へ積み立てたいと考えております。

参考といたしまして、下の表に処分案による処分後の借入金償還積立金の令和7年度末の残高見込みを記載しております。

次に、28ページを御覧ください。

議案第28号「令和6年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」であります。

まず、1の事業の概況でありますが、（1）のゴルフコース利用状況につきまして、年間利用者数は記録的な猛暑と台風10号に伴うコース冠水被害等の影響もございまして、表の下から2行目、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標3万1,500人に対し、実績合計で2万2,292人で、目標に対する達成率は70.8%となっております。

29ページを御覧ください。

この結果、（2）の施設利用料収入は、太枠の施設利用料収入の欄にありますとおり、目標1,984万円余に対し、実績164万円余で、達成率は8.3%となっております。

次に、30ページを御覧ください。

2の決算報告書であります。

まず、（1）収益的収入及び支出であります
が、①の収入につきまして、太枠の事業収益
(合計)は、予算額806万円余に対し、決算額
516万円余で、290万円余の減となっております。

これは、主に指定管理者からの納付金が、予
算額より減となったことによるものであります。

31ページを御覧ください。

②の支出であります。

太枠の事業費(合計)は、予算額3,442万円余
に対し、決算額3,041万円余であります。

また、不用額は401万円余で、これは主に営業
費用の修繕費の執行残であります。

32ページを御覧ください。

（2）資本的収入及び支出であります。

①の収入ですが、資本的収入はございません。

次に、33ページを御覧ください。

②の支出であります。

太枠の資本的支出(合計)は、予算額1,897万
円余に対し、決算額1,551万円余であります。

不用額は、346万円余で、これは主に建設改良
費の設備増強費の執行残であります。

欄外の米印を御覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額
1,551万円余につきましては、①～③に記載のと
おり、建設改良積立金等で補填したところであ
ります。

34ページを御覧ください。

3の損益計算書であります。

①の収益の部を御覧ください。

太枠の収益合計は、331万円余となっており、
主なものは、営業収益の施設利用料や営業外収
益の受取利息であります。

35ページを御覧ください。

②の費用の部であります
が、太枠の費用合計
は2,906万円余で、主なものは営業費用の施設管
理費であります。

収益合計から費用合計を差し引きました下か
ら4行目の当年度純損失は、2,575万円余となっ
ております。

この損失に1つ下の行の前年度からの繰越欠
損金3,109万円余、さらにもう一つ下のその他未
処分利益剰余金変動額554万円余、これは建設改
良積立金の取崩額であります
が、これらを加え
ました当年度未処理欠損金は、5,130万円余とな
ります。

次に、36ページを御覧ください。

4の貸借対照表であります。

表の左側を御覧いただきまして、太字で示し
ております固定資産と流動資産で構成されます
資産合計は、37ページに記載のとおり、左下の
7億6,115万円余となっております。

また、36ページにお戻りいただきまして、表
の右側、固定資産と流動負債、繰延収益で構成
されます下から3行目の負債合計は、6億9,506
万円余となっております。

その下の資本金と、37ページの一番上の行の
剰余金で構成されます資本合計は、6,608万円余
となっております。

この結果、表の一番右下の負債合計は、7億
6,115万円余となっております。

38ページを御覧ください。

5の欠損金処理であります。

表の上から2行目にあります未処理欠損金
5,130万円余につきましては、欠損時の補填財源
であります利益積立金がありませんので、全額
が次年度に繰り越されることとなります。

39ページを御覧ください。

参考といたしまして、令和6年度における企

業局から知事部局等への経費支出額を記載しております。

令和6年度は、知事部局や市町村に対しまして、多目的ダム管理費など、表の一番下に太枠で囲んでおりますとおり、合計17億円余を支出しております。

続きまして、提出報告書につきまして、御説明いたします。

40ページを御覧ください。

このページから次の41ページまでは、令和7年9月県議会定例会提出報告書（追加分）から、企業局の所管部分を抜粋したものをお付けしております。

まず、別紙2、令和6年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費精算報告書であります。

報告の対象となる事業は、総合監視制御システム無停電電源装置更新ほか工事の1件でございます。

この事業は、総合監視制御システムの安定的な稼働を図るため、無停電電源装置の更新及び修繕を行うものです。

表の上段及び中段にございます事業費の営業費用及び附帯事業費は、既存の設備の除却や修繕に伴う費用であります。

上段の営業費用は、全体計画の年割額の計137万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は133万円余となりました。

中段にあります附帯事業費用は、全体計画の年割額の5万1,000円に対しまして、実績の支払義務発生額は4万8,000円余となりました。

次に、表の下段、資本的支出の建設改良費であります。これは新しい設備の設置に伴う費用であります。

全体計画の年割額の計468万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は457万円余となりました。

41ページを御覧ください。

別紙3、令和6年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）継続費精算報告書であります。

報告の対象となる事業は、先ほどの電気事業会計と同じく、総合監視制御システム無停電電源装置更新ほか工事であります。

表の一段上、事業費の営業費用は、全体計画の年割額の計9万5,000円に対しまして、実績の支払義務発生額は9万1,000円余となりました。

表の下段、資本的支出の建設改良費は、全体計画の年割額の計101万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は98万円余となりました。

最後になりますが、42ページを御覧ください。

Ⅲ、令和6年度監査結果報告書指摘事項等総括表につきまして、令和6年度の監査において、1件の指摘事項がありましたので、御説明いたします。

指摘内容は、支出事務におきまして、一つ瀬川スポーツレクリエーション施設ゴルフコースを利用した県企業局PR事業に係る業務委託において、額の確定を誤り、過払いとなっていたものであります。

事後の措置としまして、速やかに額の再確定を行い、過払い分の返納処理を行いました。今後はチェック体制を強化するとともに、適正な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○荒神主査 執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

○永山副主査 ゴルフ場の関係で少しお伺いしますけれども、施設利用料収入——今の指定管理者からの入ってくる収入が少なかったという話で——29ページですかね、164万円余の実績と

いうことなんですけれども、この施設利用料収入の算定の方法というのはどんな感じなのか、少しお聞かせいただけますか。

○奥野総務課長 実際の現場では、ゴルフ利用された方が、ゴルフ利用料金を指定管理者に納付しております。ですから、そこでは納付された料金を全てゴルフ場の収入としておりますけれども、県への納付につきましては、基準収入金額というのを決めておりまして、それが税込みで6,621万円となります。想定として、県としては納付金1,826万円という額を納付していただくということをベースとして考えております。

ただ、実際にその額を上回ったときには、上回った額の2分の1を県に追加で納めていただき、また下回る場合には、額を減額するということで設定しております。

その結果、実際の収入額が下回り、想定していた6,621万円に対して5,100万円程度の収入でしたので、下回った額について減額を行いました。その結果、収入としては、税込みで180万5,000円程度となりますが、そこから税を引いておりますので、最終的に160万円が県の収入として入ってきたということになります。

○永山副主査 利用者が今回少なかったということで、それではじいたところ達成率が8.3%というような状況で——令和6年度から指定管理者が変わり令和10年度までの指定管理期間となるんですけども、そこに対する指導だとか、あまりにも達成がなかなか困難となってくると、辞退、変更というのが今後考えられると思うんですが、そういういった指導とかその辺の状況についてお聞かせください。

○栢木経営企画室長 ゴルフ場につきましては、御説明しておりますとおり、台風でありますとか、猛暑でありますとか、そういういた状況で利

用者が減っているというような状況で、指定管理者と一緒にになってクラブハウスを整備したり、あと私どものほうが主体となって指導というか、指定管理者と一緒にになって、いろいろなキャンペーン的なものをやっているような状況です。それと企業局のインスタグラムを使って情報発信をするということで、誘客、利用者の増の対策を行っているところであります。

しかしながら、利用者につきましては、天候等の理由のほかに、ゴルフをする人口そのものが減少してきているというような状況もありますし、これまでの状況を見ますと、高齢者の方が何度も来ていただいているような状況がありました。回数が減るというような状況で、努力と利用者数の増加というところが、うまくつながらないような状況になっていると考えております。引き続き指定管理者と一緒にになって利用者数を増やす努力はしてまいりますけれども、令和10年度まで継続して、その次どうするかという検討も必要かと思いますが、このような状況が続いて——今年度2,500万円の赤字でけれども、赤字が続くような状況であれば、今指定管理の期間についてもどうするかということを検討する必要があると考えているところでございます。

○永山副主査 引き続きよろしくお願ひいたします。

○安田委員 先ほどの企業局のゴルフ場についてなんですかでも、3年連続で赤字になりましたという報告がありました。その前は黒字だったんでしょうか。

○奥野総務課長 令和3年度につきましては、黒字を出してますが、これまでの赤字ということですか。

○安田委員 3年連続の赤字になって、4年前

は黒字ということですか。

○奥野総務課長 黒字の時期はございました。

○安田委員 そのときは、何で黒字になったんでしょうか。

○奥野総務課長 利用者数がおりましたので、黒字に影響しておりましたけれども、最近になってから、利用者の数が減っているということがありまして——最近は3万人を切ってきておりますので、赤字が続いている状況でございます。

○松浦企業局長 利用者数の減というのは、少し前からそういう現象が起こっております。なので、令和3年度は黒字になっていますが、その前は、何年間かもう赤字が連続しております。

令和3年度がコロナの時期だったんですね。一時期、ゴルフが結構使われるという状態があったものですから、そのとき、黒字になっているということで、ここ最近の傾向として利用者数は減ってきているという状況はあります。

それで、このままだと、もう来年度以降どうなんだろうというところもありますので、今年度、指定管理者とも何回か協議をした上で、利用者の増を企業局としても一緒にやっていこうという提案をして、8月からキャンペーンなりそういういったものを始めております。

結果としてではありますけれども、8月については、前年度より利用者数は増えている状況があります。ただ、これが一時的なものかどうかというところもありますし、企業局としての採算ラインが保てる水準まで持っていくかというところもありますので、そういう数字のところはしっかりと追いかけていきながら、ゴルフ需要を喚起できるかどうかというようなところの取組は、引き続きやっていきたいと思っております。

○荒神主査 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○荒神主査 質疑がないようでございますので、それでは、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでございました。
暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時48分再開

○荒神主査 それでは、分科会を再開いたします。

明日9月30日火曜日の分科会は午前10時に再開し、教育委員会の審査を行うこといたします。

以上で本日の分科会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後2時48分散会

令和7年9月30日(火曜日)

県立美術館副館長 梅田一明

宮崎県総合博物館長 井上大輔

午前10時2分再開

事務局職員出席者

議事課主幹 黒木一寛

総務課主事 高妻勇斗

出席委員(7人)

主査	荒神 稔
副主査	永山 敏郎
委員	坂口 博美
委員	中野 一則
委員	安田 厚生
委員	本田 利弘
委員	工藤 隆久

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長	吉村 達也
副教育長	柏田 学
教育次長 (教育政策担当)	吉玉 拓
教育次長 (教育振興担当)	田中 幸一
教育政策課長	須波 勇一郎
参事兼財務福利課長	畠中 道一
育英資金室長	安部 博己
高校教育課長	長友 美紀
義務教育課長	柚木山 尚未
特別支援教育課長	山之口 義弘
教職員課長	菊池 武司
生涯学習課長	中村 敏彦
スポーツ振興課長	田中 裕久
文化財課長	田中 礼子
人権同和教育・ 生徒指導課長	川越 政紀
県立図書館長	田代 暉明

○荒神主査 分科会を再開いたします。

それでは、令和6年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の皆様の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○吉村教育長 それでは、令和6度決算につきまして、決算特別委員会資料で説明をいたします。

資料のページにつきましては、右下に決算1、2という形で記載しております。

それでは、決算3と記載されたページを御覧ください。3ページになります。

宮崎県総合計画2023に基づく施策の体系表になります。

教育委員会では、県総合計画の分野別施策のうち、「人づくり」に係る部門別計画としまして宮崎県教育振興基本計画を策定しております。

本計画では、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」をスローガンといたしまして、7つの基本目標を設定し、令和6年度はそれぞれ右側に掲げております主な事業に取り組んだところであります。

4ページをお願いいたします。

教育委員会の令和6年度歳出決算の状況になります。

まず、一般会計でありますが、表の下から5段目の一般会計の計の欄を御覧ください。

予算額は1,139億2,003万2,000円、支出済額が

1,103億8,997万7,432円、不用額が22億4,474万5,020円、執行率が96.9%となっております。

次に、特別会計になります。

表の下から2段目に県立学校実習事業特別会計及び育英資金特別会計の2つの特別会計の計を計上しております。

予算額は53億4,428万1,000円、支出済額が5億6,497万6,845円、不用額が47億7,930万4,155円、執行率が10.6%となっております。

次のページをお願いします。

監査結果報告書における指摘事項及び注意事項を記載しております。

また、5ページには記載はしておりませんが、令和6年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして1件の審査意見がありましたので、これらにつきましては各事業の詳細と併せまして、後ほど関係課長から説明をいたします。

○須波教育政策課長 教育政策課分につきまして御説明いたします。

資料の6ページを御覧ください。

一番上の教育政策課、計の欄ですが、令和6年度一般会計予算額は47億5,418万9,000円、支出済額は47億1,605万2,690円、不用額は3,813万6,310円、執行率は99.2%となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率が90%未満の目はございません。

7ページを御覧ください。

まず、上から1段目の（目）事務局費の不用額が2,570万6,758円となっております。こちらは、主に事務局職員の職員費及び職員旅費等の執行残であります。

次に、8ページを御覧ください。

上から1段目の（目）教育研修センター費の

不用額が132万4,959円となっております。こちらは、主に教育研修センターの運営費の執行残であります。

次に、9ページを御覧ください。

上から1段目の（目）社会教育総務費の不用額866万7,027円及び、その下の（目）保健体育総務費の不用額207万4,283円でありますが、これらは事務局職員の職員費の執行残であります。

次に、主要施策の成果についてであります。

10ページを御覧ください。

「人づくり」「1 子どもを生み育てやすく、未来を担う人材を育む社会づくり」の「（1）未来を切り拓く 心豊かでたくましい人材を育む教育の推進」についてであります。

表の中ほどの「テレビ教育広報」であります
が、こちらはMRTとUMKの2局において教育委員会の取組を発信する番組を制作・放送し、県民への周知を行ったもので、令和6年度は、MRT、UMKとも、それぞれ52回の放送を行いました。

11ページを御覧ください。

次に、「公立学校情報機器整備支援」であります
が、これは、義務教育段階の学習者用端末が更新時期を迎えていることから、市町村と連携し計画的に端末更新を進めるものであります。

具体的には、県と26全市町村で構成する共同調達のための協議会を設立し、令和6年度は2つの市町で551台の更新を完了しました。

なお、令和7年度はおよそ6万台と、更新のピークを迎える見込みとなっており、令和10年度までに計画的に更新が進むよう支援をしてまいります。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はございません。

○畠中財務福利課長 資料の13ページを御覧く

ださい。

財務福利課には一般会計と2つの特別会計がございます。

まず、一般会計について、表の上から2段目を御覧ください。

予算額が49億8,070万4,000円、支出済額が46億4,502万6,763円、翌年度繰越額が1億9,340万3,000円、不用額が1億4,227万4,237円、執行率が93.3%、翌年度への繰越額を含めた執行率が97.1%となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

同じ表の上から5段目、(目)事務局費の不用額が6,034万3,571円となっております。これは、主に学校施設の工事等に係る執行残であります。

次に、14ページを御覧ください。

表の一番上、(目)教職員人事費の不用額が327万5,943円となっております。これは、主に職員の健康管理事業に係る経費が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、15ページを御覧ください。

表の上から2段目、(目)高等学校管理費の不用額が3,160万1,163円となっております。これは、高等学校及び中等教育学校等における一般運営費の執行残であります。

次に、16ページを御覧ください。

表の上から2段目、(目)特別支援学校費の不用額が996万3,529円となっております。これは、特別支援学校における一般運営費の執行残であります。

次に、特別支援学校費の下、(目)保健体育総務費の不用額が113万7,829円となっております。これは、特別支援学校等調理業務に係る経

費の執行残であります。

次に、17ページを御覧ください。

表の中ほど、(目)文教施設災害復旧費の不用額が3,487万6,489円、執行率が36.4%となっております。これは、災害被害を受けた教育施設等の災害復旧を要する事案が想定より少なかったことによるものであります。

次に、18ページを御覧ください。

特別会計のうち県立学校実習事業特別会計について、表の上から2段目になりますが、予算額が2億4,367万1,000円、支出済額が1億9,702万4,389円、不用額が4,664万6,611円、執行率が80.9%となっております。

不用額の主なものは、施設・設備の修繕料等の執行残であります。

次に、19ページを御覧ください。

育英資金特別会計であります。

表の一番上、予算額が51億61万円、支出済額が3億6,795万2,456円、不用額が47億3,265万7,544円、執行率が7.2%となっております。

不用額の主なものは、表の下から2番目、貸付金に含まれます貸付準備金の執行残で、育英資金事業を廃止するときに必要となる国交付金の返還に備えて持ち越しているものであります。この貸付準備金の不用額約46億円を除きますと、執行率は74.5%となります。

次に、主要施策の成果についてであります。

20ページを御覧ください。

ページ中ほど、施策推進のための主な事業及び実績のうち、主なものにつきまして御説明を申し上げます。

表の事業名欄の1段目、「維持管理」であります。

これは、県立学校52校の老朽化対策工事や空調設備の整備等を実施したものであります。

次に、21ページを御覧ください。

ページ中ほど、表の事業名欄の2段目、「学校職員健康づくり推進」であります。

これは、教職員が能力を十分発揮できる環境の整備を行うため、メンタルヘルス研修を567人に実施したほか、各種健康指導や健康相談事業を行ったものであります。

次に、監査委員の決算審査意見書についてであります。

ページが飛びますけれども、24ページを御覧ください。

(11) 育英資金特別会計についてであります。25ページをお願いいたします。

ページの下のほうにあります意見・留意事項等におきまして、償還については様々な対策が講じられており、収入未済額は前年度に比べ減少しているものの、引き続き償還促進の努力が望まれるという意見をいただいております。

令和6年度においては、引き続き滞納未然防止に重点的に取り組むとともに、長期滞納者等に対する法的措置の実施や回収困難な案件の弁護士委託などの対策を講じてまいりました。

こうした取組により、令和6年度の収入未済額は前年度に比べ約5,954万円減少したところであります。今後とも、新たな滞納の未然防止と収入未済額の縮減に努めてまいります。

最後に、監査における指摘事項についてであります。

26ページを御覧ください。

指摘内容が2点ございますが、まず、トイレ建具改修工事等について、一括発注が可能なものを修繕箇所ごとに少額に分割して一者と随意契約しているものが散見されたものであります。

指摘以降は、所属内で財務規則等の契約に関する法規を再確認し、修繕内容によっては一括

発注を行い、複数業者の見積り合わせを確実に実施するなど、適正な事務処理に努めております。

次に、学校給食等調理業務委託について、変更契約に伴う契約額の積算が適当でなかったものであります。

指摘以降は、正しい内容で、再度、変更契約を締結し、所属全員で適正な事務処理の徹底とチェック機能の強化を図っております。

○長友高校教育課長 お手元の決算特別委員会資料の27ページを御覧ください。

一番上の課の合計欄ですが、高校教育課の予算額は34億4,894万6,000円、支出済額は33億6,403万1,357円、翌年度繰越額は4,366万8,000円、不用額は4,124万6,643円、執行率は97.5%、翌年度への繰越額を含めた執行率は98.8%です。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、表の4行目の（目）事務局費の不用額が837万878円となっております。これは、主に授業料に充当するための就学支援金の実績額が見込みを下回ったことによる負担金、補助及び交付金の執行残と、非課税世帯の授業料以外の教育費に充当するための奨学給付金の実績額が見込みを下回ったことによる扶助費の執行残になります。

次に、28ページを御覧ください。

表の1行目の（目）教育指導費の不用額が1,687万3,294円となっております。これは、主に初期研修事業における初任者の研修受講旅費や初期研修受講時の後補充となる会計年度任用講師の方の旅費、外国語指導助手に係る旅費の執行残、また教育用パソコンやタブレットのリースに係る使用料及び賃借料の執行残となり

ます。

29ページを御覧ください。

表の2行目、(目)高等学校総務費の不用額が107万1,609円となっております。これは、主に高校入試問題作成事務に係る旅費や印刷費等の需用費の執行残となります。

次に、表の中ほどの(目)教育振興費の不用額が1,440万5,973円で、翌年度繰越額を含んだ執行率は88.3%となっております。これは、主に産業教育備品の購入に係る備品購入費の入札残となります。

決算事項の説明は以上になります。

次に、主要施策の成果についてです。

33ページをお開きください。

表の1段目、改善事業「世界とつながる高校生海外留学支援」では、アメリカ、シンガポール、ベトナム、台湾、オーストラリアへ合計90人を派遣し、現地で大学での講義や、また現地における実践的な体験活動を行いました。

また、「高校生留学促進補助」では、個人で海外研修を希望する高校生37人に留学費用の一部を補助いたしました。

さらに、県内にいながら留学に近い体験のできる宿泊研修といたしまして、中学生、高校生合わせて53人が参加した、ひなたグローバルキャンプや、中学生、高校生と保護者合わせて187人が参加した留学支援フェアを開催いたしまして、海外留学への機運醸成を図りました。

次に、35ページをお開きください。

表の1段目、「宮崎で活躍！高校生県内就職促進」では、高校生の県内就職率をさらに向上させるため、県立高校においてインターンシップや企業見学を通じた地元企業を知るための体験的な活動を行いました。

また、就職支援エリアコーディネーターによ

る企業訪問や学校、企業、行政等の意見交換の場となっているエリアネットワーク会議の開催など、学校と地域や産業界とのネットワークの一層の強化を図りました。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して特に御報告すべき事項はございません。

○柚木山義務教育課長 資料の38ページを御覧ください。

表の一番上の義務教育課の合計欄ですが、予算額は1億1,937万5,000円、支出済額は1億1,078万6,302円、不用額は858万8,698円、執行率は92.8%となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、上から4段目の(目)事務局費の不用額が12万8,280円、執行率が77.8%となっております。これは、「被災児童生徒就学援助事業」の市町村に対する補助金の執行残であります。

次に、上から6段目の(目)教育指導費の不用額846万418円であります。

不用額の主なものは、「初期研修事業」において初任者の研修受講時に後補充する会計年度任用講師の配置が見込みを下回ったことによる人件費等の執行残、及び「帰国・外国人児童生徒に対する学習支援事業」の市町村に対する補助金の執行残であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料40ページを御覧ください。

表の1つ目の「未来へつなげ、学びのバトン！みやざきの授業改善推進」であります。

小学4年生及び中学1年生を対象に実施しました、みやざき小中学校学習状況調査では、令和6年度は、小学校でも一人一台のタブレット

を使用したC B T方式としたことによりまして、結果をすぐに授業改善につなげることができるようしました。

また、宮崎大学と連携して調査結果の分析に取り組み、分析結果を生かした授業づくりのポイント等について、研究指定校18校をはじめ、授業づくり研修会等で全ての学校の管理職や学力向上担当と共有し、各学校に還元しました。

このことにより、成果指標としております国語、算数（数学）における「授業の内容はよく分かる」と答えた児童・生徒の割合は、小・中学校ともに上昇しました。

次の改善事業「帰国・外国人児童生徒に対する学習支援」であります。

連絡協議会や研修等を通して、本県の日本語指導・支援体制づくりの今後の見通しを持つとともに、日本語教育指導教員を配置する拠点校における具体的な日本語指導の方法を共有することができました。

また、市町村における支援体制づくりについても支援を行いました。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はありません。

○山之口特別支援教育課長 資料の44ページを御覧ください。

1番上の欄でございますが、特別支援教育課の一般会計予算額は8億2,649万8,000円で、支出済額が7億5,104万9,340円、不用額は7,544万8,660円、執行率は90.9%であります。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

表の4行目、（目）事務局費の不用額は4,005万755円であります。執行率は86.9%であります。これは、主に「未来を創る！高等特別支援学校

整備事業」の需用費及び工事請負費の執行残であります。

45ページを御覧ください。

1番上の（目）教育指導費の不用額1,207万3,309円であります。これは、主に「特別支援学校医療的ケア実施」における看護師の報酬及び共済費等の執行残であります。

46ページを御覧ください。

上から2行目、（目）特別支援学校費の不用額2,311万4,882円であります。これは、主に「特別支援教育就学奨励費事業」における扶助費の執行残であります。

次に、表の下から2行目、（目）保健体育総務費の執行率が77.0%であります。これは、要保護及び準要保護児童・生徒への医療費等の扶助費の実績額が見込みを下回ったためであります。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

48ページを御覧ください。

表の2段目、「学びを支える「通級による指導」充実」であります。

この事業におきましては、地域の核となる特別支援教育コーディネーター養成研修の実施や研修動画の作成によりまして、教員の専門性向上を図ることができました。

また、スクールワイドP B Sについて、それまでの学校を支援する仕組みから自治体を支援する仕組みへと発展させることができました。

続きまして、49ページを御覧ください。

表の2段目、新規事業「インクルーシブな学校運営モデル」であります。

この事業におきましては、小林市の東方小・中学校、小林高校及び小林こすもす支援学校をモデル校として、障がいのある児童・生徒と障

がいのない児童・生徒が合同授業を実施して、学習支援やチーム・ティーチングの在り方など、県内のモデルとなるための授業実践、学校運営について充実を図ることができました。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して報告すべき事項はございません。

○菊池教職員課長 お手元資料の52ページになります。

一番上、（款）教育費の欄でありますが、予算額は947億2,734万7,000円、支出済額が929億7,329万2,080円、不用額が17億5,405万4,920円、執行率は98.1%となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率が90%未満の目はございません。

まず、上から3行目の（目）教職員人事費の不用額が10億5,523万7,826円であります。これは、主に報酬や職員手当等の執行残でございます。

次より、職員費に係る不用額であります。

下から5行目、（項）小学校費の（目）教職員費の不用額が2億4,305万2,526円、次の53ページを御覧ください。上から2行目、（項）中学校費の（目）教職員費の不用額が2億1,565万1,028円、中ほどの（目）高等学校総務費の不用額が1億5,972万9,585円、下から5行目になりますが、（目）特別支援学校費の不用額が8,038万3,955円となっております。これらの主なものは、いずれも給料及び職員手当等の執行残でございます。

次に、54ページを御覧ください。

主要施策の成果についてでございます。

「スクール・サポート・スタッフ配置」につきましては、令和6年度市町村立教育学校に、小学校134校、中学校52校、義務教育学校2校の

計188校に配置いたしました。これは、教員が児童・生徒と向き合う時間の確保を図ることを狙いとしております。

55ページを御覧ください。

「みやざきで先生になろう！」推進につきましては、教職を目指す中学生、高校生に対して、教師の魅力を伝える、ひなた教師ドリームカフェの開催や教員募集及び教員の魅力を伝える説明会、SNS等での発信など、教職への興味、関心を高める施策を実施いたしました。この成果と今後の方向性につきましては、56ページに記載しております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はございません。

○中村生涯学習課長 資料57ページを御覧ください。

一番上の（款）教育費の欄でございますが、生涯学習課の予算額は9億5,155万1,000円、支出済額は8億8,696万5,677円、翌年度繰越額は3,988万7,000円、不用額は2,469万8,323円、翌年度への繰越額を含めた執行率は97.4%でございます。

このうち、目の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。なお、執行率90%未満の目はございません。

同じページの上から3段目、（目）社会教育総務費の不用額145万640円であります。主なものは、各事業の講師等に係る旅費や市町村への補助金の執行残であります。

次に、58ページを御覧ください。

（目）図書館費の不用額904万9,171円であります。主なものは、県立図書館における電気設備更新工事に係る執行残であります。

次に、59ページを御覧ください。

（目）美術館費の不用額1,419万8,512円であ

ります。主なものは、県立美術館における光熱費等の経費節減に伴う需用費の執行残や空調設備更新工事に係る執行残であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

61ページを御覧ください。

表の1段目、改善事業「地域と学校の連携・協働「絆」体制構築」では、地域全体で子供の学びを支援する体制整備の充実を図るために、「学校における学びの連携・協働事業」では、市町村が委嘱する地域学校協働活動推進員の報償費等に対しまして、そして「地域における学習支援・体験活動事業」では、放課後子供教室等の経費等を対象に市町村へ補助を行いました。

また、地域と学校の連携・協働についての理解を促進するために、オンラインを活用した研修会等も実施しました。

63ページを御覧ください。

表の3段目、新規事業「電子図書館サービス拡充」では、ひなた電子図書館として電子書籍を導入し、新たな読書環境を整備しました。県内の希望する小・中・高等学校にIDを配付し、県立図書館から離れた学校でも授業等で活用できる環境を整えました。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして特に報告すべき事項はございません。

○田中スポーツ振興課長 資料の70ページを御覧ください。

表の上から2行目の（款）教育費の欄でございますが、スポーツ振興課の予算額は31億5,995万2,000円で、支出済額が20億8,338万6,946円、翌年度への繰越額が明許繰越8億6,805万9,000円、事故繰越8,351万円、不用額が1億2,499万6,054円、翌年度への繰越額を含めた執行率は96%となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率90%未満のものについて御説明いたします。

まず、表の上から4行目になりますが、（目）保健体育総務費の不用額が9,916万5,195円、執行率が88.2%となっております。これは、主に日本スポーツ振興センター共済給付金等に係る負担金、補助金及び交付金において、実績額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、71ページを御覧ください。

表の1行目、（目）体育振興費の不用額が2,573万5,670円となっております。これは、主に「練習環境整備」に係る工事請負費の執行残であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

74ページをお願いします。

表の1段目、改善事業「部活動地域移行環境整備」につきましては、小林市をモデル地区として指定し、地域移行に関する方針、計画の策定やモデル校での地域クラブ活動の試行など、地域移行に関する取組の実証を行いました。

また、県におきましては、全市町村を訪問し地域の実態把握等を行うとともに、シンポジウム等を開催し、部活動改革に関する理解や目的の周知を図りました。

続きまして、79ページをお願いします。

表の1段目、改善事業「スポーツで健康・体力・生きがいづくり」につきましては、県民のスポーツ実施率の向上を目的として、各地域のスポーツ推進委員に対し講義や実技指導など研修会を実施し、延べ174名が参加しております。

また、ウォーキングスマートフォンアプリ「SALKO」の普及や企業等との連携に取り組み、県民の方々がスポーツに親しめる機会づ

くりに努めました。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はありません。

○田中文化財課長　お手元の資料82ページを御覧ください。

一番上の文化財課、計の欄でございますが、文化財課の予算額は6億8,914万4,000円、支出済額が6億1,686万3,914円、繰越額が5,678万2,548円、不用額が1,549万7,538円、執行率は89.5%で、翌年度繰越額を含んだ執行率は97.8%でございます。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率が90%未満の目はございません。

まず、表の4行目、（目）文化財保護費の不用額が632万2,175円でございます。これは、主に埋蔵文化財センター分館空調改修工事の執行残でございます。

次に、83ページを御覧ください。

表の1行目、（目）総合博物館費の不用額が917万5,363円でございます。これは、主に総合博物館屋根防水工事の執行残でございます。

続きまして、84ページを御覧ください。

主要施策の成果につきまして御説明いたします。

改善事業「みやざきの民俗芸能保存継承」では、保存団体への聞き取りなどによる現地調査や映像等による記録保存を伴う演目調査を行うとともに、調査で得た記録や映像などにより県内の民俗芸能に関する情報発信を行いました。

また、指定の有無を問わず、民俗芸能で使用する用具等の修理を行った場合や後継者育成、記録作成などに対して保存団体等への支援を行うなど、県内各地で継承されてきた民俗芸能の魅力発信と次世代への保存継承の推進に取り組

みました。

続きまして、86ページを御覧ください。

ページの中ほど、表の2段目、改善事業「西都原古墳群史跡整備」では、西都原古墳群と西都原考古博物館が一体となったフィールドミュージアムを目指し、基本計画に則った古墳群の確認調査や西都原265号墳の復元工事を行いました。

引き続き、貴重な文化財の未来への継承に向けた保存活用とさらなる魅力向上を図るため、現在、西都原古墳群保存活用計画の策定にも取り組んでいるところでございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はございません。

○川越人権同和教育・生徒指導課長　資料91ページを御覧ください。

一番上の（款）教育費の欄でございますが、予算額は、2億6,232万6,000円で、支出済額は2億4,252万2,363円、不用額が1,980万3,637円、執行率は92.5%となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

92ページを御覧ください。

表の1段目の（目）教育指導費の不用額が1,693万1,566円となっております。

主なものは、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなどの派遣において、実績額が見込額を下回ったことによる報酬及び旅費の執行残、並びにスクールソーシャルワーカー配置補助金において、市町村の実績額が見込額を下回ったことによる執行残であります。

次に、表の中ほどにあります（目）保健体育総務費の執行率が71%となっております。

主なものは、弁護士着手金が必要となる事例

が発生しなかったことによる委託料の執行残であります。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

94ページを御覧ください。

表の2段目、「みやざきの「子どものいのちと人権」を守る推進」では、子供たちに対するSOSの出し方に関する授業等や、全教職員を対象に子供のSOSを受け止め、適切な支援につなぐための研修を実施するとともに、人権課題に対する実践的研究を推進するなど、学校における命を大切にする教育と人権教育の充実を図りました。

続きまして、95ページを御覧ください。

表の1段目、新規事業「不登校等対策強化」では、不登校等対策の拠点となる県教育支援センター・コネクトを設置し、不登校児童生徒への直接支援を行ったり、関係団体等との連携を図るための協議会等を開催するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを大幅に増員し、全公立学校に配置・派遣することにより、児童生徒や保護者への支援体制の充実を図りました。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○荒神主査 執行部の説明が終了しました。ただいまの説明について質疑はございませんか。

○本田委員 資料70ページから、スポーツ振興課のところでなんですか、事故繰越の記載があるんですが、台風や災害等によって、多分できなかつたということだと思うんですけれども、この内容について教えていただきたいと思います。

○田中スポーツ振興課長 ただいまの御質問について説明いたします。

これは、現在、県総合運動公園の陸上競技場の照明施設の設置工事を行っているんですけれども、まず、令和5年度に国の補助金を活用して、この工事を行う予定にしておりましたが、思ったような額がいただけませんで、令和5年度から令和6年度に明許繰越として、繰り越させていただきました。今度はその工事の業者を決定するために、令和6年度にプロポーザル方式によって、企画提案競技ということで、公募を行ったんですけども、2回実施しましたが、どちらも不調に終わりました。その理由としては、現在、大型の県のいろいろな施設の工事が進んでおりまして、照明を設置する業者がおらず、令和6年度は予定の工事が実施できなかつたということで、事故繰越とさせていただいております。

○本田委員 そうすると別に災害とかそういうことではないということですね。分かりました。

○坂口委員 まだ大型工事が幾つか続いているのですけれども、見通しがあるのかというのと、こういうときは入札契約の方法が幾つかありますよね。その中で一番有利な方法だから、プロポーザル方式は時間がかかる、参加するかしないか分からないというときに、きっちりとした方法としては、1つには指名競争入札というのがありますよね。そういう方法の選択は取れなかったのか。事故繰越をして、年度内に完成できなかつたら、法的な整理などなかなか大変です。実際業者の工期不足とかが分かっていながら契約をしたとか、いろんなことが焦りの中から出て……。だから、ここらは、入札のいろんな方法——随意契約というのも認められているんです。県民にとって一番有利な契約方式はどれかというところを選ぶべきだから、そこらを検討

する余地があったのかな——それでもプロポーザルだったというのならしようがないですけれども。事故繰越を行い、2年目には完成できるのか。そこらはどうですか。

○田中スポーツ振興課長 今、委員おっしゃるとおり、本当に年度内の完成を目指すべきだったと考えております。

令和8年度に国スポのリハーサル大会、令和9年度に国スポ、障スポ大会が予定されており、それに向けた練習環境整備ということで、令和7年、令和8年を見越して、そこでしっかりと取り組んでいただく業者にお願いしたほうがいいだろうということで、令和7年度まで繰り越させていただきました。現在のところは、実際は、この受付期間を前回の2回よりも少し長く設定させていただいて、業者とも今言つていただいたようなことも打ち合わせしながら、工事に取り組んでいるところでございます。

○坂口委員 少し心配になったもんだから。さっきのトイレ改修工事の電気関係、あれも似たような工事が同じ時期に出せるという時に、分離して出しちゃったということで。最終的には契約変更で経費がかなり高くなりますよね。部分ごとに出すと、そこでそれぞれの高い経費を上乗せする。そこも設計変更で経費の減額ですよね。そこらもやられたのかと。県土整備部みたいにプロジェクトじゃないから、そこらは難しいんでしょうけれども、契約するときの競争性を高めるとか、品質の確保ですね。これが最優先しなきやいけないとか、そこらを少しやっていくべきというのを感じました。年に何本かしかやらないから無理ではないと思うんです。そこらを勉強していただいて、ぜひ完璧な方法でというか、入札は特に気をつけていただく必要があるかなと思ったものですから。今後は留意をお願

いします。

○安田委員 資料54ページ、教職員課でありますけれども、「スクール・サポート・スタッフの配置」についてです。小学校134校ということで、全体の小学校の何割ぐらいの配置になっているのか教えてください。

○菊池教職員課長 令和6年度で申しますと、小中学校の53.7%の配置になっております。

○安田委員 53.7%ということで、高いほうではないんじゃないかなと思ったところであります。

また、先ほど言いました188校全体で子供と向き合う時間の確保が必要だということでありましたので、ぜひ小学校は100%近く持つていっていただくのが一番じゃないかなと思っています。子どもと向き合う時間というのは一番必要なことじゃないかなと思っているので、よろしくお願ひいたします。これも数年前からやっている事業ですよね。ぜひお願ひいたします。

それと、この下の55ページの「「みやざきで先生になろう！」推進」について、これも何年も前から実施している事業ではないかなと思っているんですが、年々情報発信とか先生になろうよというPRはしているんですけども、年々受験者数が少なくなってきたという感じが見られます。また、新たな取組——大学3年生からのチャレンジ受験ですか、ああいうのが出てくると、まだ可能性はあるのかなと思うんですけども、学校の先生になろうとする意欲を向上してもらわないと、ただ受験を受けてもらえるだけではどうかと思って。やはり学校の先生の魅力を向上させていくのが一番ではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○菊池教職員課長 委員御指摘のとおりだと思

っています。働き方改革も含めて、一体としてここには取り組むべきだと思っています。そういう意味では先ほど受験者数の低下がございましたが、例えば令和2年度は1,392人が、今年度は917名まで落ちました。しかし新卒者は295名であったのが、360名まで伸びてきています。そういう意味では一定の評価はしているところですが、委員御指摘のとおり、学校現場の魅力づくり、ここを含めた対応が必要だと考えております。

○永山副主査 資料33ページ、高校教育課の「世界とつながる高校生海外留学支援」について、要項とかを少し見させてもらったところだったんですけども、選出については、選考試験、書類選考だとか、面接選考だとかがあるという形になっていたんですが、結果として選ばれた生徒について、例えば特定の学校には偏りが見られるとか、そういったところについて状況が分かれば教えていただきたいと思っています。

○長友高校教育課長 既に要項を見てくださったということで、いろいろな未来を思い描く子供たちの希望をかなえるようなプログラムになっておりますので、実際のところ、特定の学校に偏ることなく、たくさんの学校からの申し込みをいただいておりまして、実際に行っている子供たちも様々な学校になっております。例えば、グローバルリーダー育成海外研修——アメリカ、シンガポールなんですけれども、申し込みは16校110人ですが、実際に行った学校としては、74名なんですけれども、普通科だけではなく専門高校からも参加しているということで、多岐にわたる学校からの参加になっております。

○永山副主査 県内いろんな地域の学校に行っ

ている子供たちがそういう形で機会を得られるのはいいかなと思っております。令和8年度まで事業をされるということで、また引き続きたくさん応募があるようによろしくお願ひいたします。

○坂口委員 教育政策課で説明いただいた端末機が更新期に入っていて、かなり数も多かったようなんですけれども、長友高校教育課長にお尋ねします。

先日、定時制通信制生徒生活体験発表大会で宮崎工業高校の生徒が最優秀賞でしたけれども、この発表の中に旋盤の音とか油の匂いとか、「物作り」が大好きだというのがあったんです。そこで使う、実習用のいろんな機械、中にはかなり高価なものもあるんですが、私が聞きながらイメージしたのは昔の旋盤とか、ボール板なんかで穴を開けたり、手作業でやるやつかなと思ったときに——すごい技術を身につけるものなんですけど、卒業後に待っている企業というのは最先端の機器を使っているんですよね。そのときにそのギャップで、学校ではものすごく優秀だったけれども、来たら使い物にならないというようなことになる心配がないのかなという……。

課長の答弁では限界を超すかもですが、教育長がプロですけれども、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律と照らし合わせたとき、もう通用しないよと、ただまだ償却残があるよと。でも、やっぱり生徒のために買い替えないと駄目だし、出口も見つからないというようなとき、この判断の仕方というのはどんなふうになっておられるんですかね。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が少し変わった部分もあると聞くんですけども。

○吉村教育長 産業系の高校におきまして、特

に工業高校、また農業高校においては、実習のために様々な高価な機器を導入して使っております。

まず、機器の導入に当たりましては、義務教育と違いまして、県立高校の場合は、国庫補助がなかなかつきません。たまに国のほうで経済対策で交付金があって、そういう交付金で何でも使えるような場合は、優先的に学校の機器整備等々に回して、新しい機器の導入等もやっているところです。

ただ、御指摘のように補助金を活用した場合、適正化法の適用を受けることになりますので、償却期間等々が過ぎれば、本来更新すべきで、なおかつ、今最先端の企業で通用するような機械を、高校の実習で使用できればいいんですけど、なかなかそこに追いついていないというのが現状でございます。機器の更新につきましては、多額な費用がかかるものですから、なかなか一般財源だけでは対応ができません。ある程度、計画的に各学校のニーズに応じて対応しているところです。

一方で、今回一般質問で山下議員から、スマート農業等々にも対応するために、最先端の機器の導入を目指すべきではないかという御指摘もいただいたところです。今回、政府の判断で来年度から高校の実質無償化が始まります。そうなりますと、言葉は悪いんですけど、生徒の奪い合い——高校の一層の魅力向上を図る必要があります。それにあたって、機器の更新、あと併せて施設整備につきましても、県立学校の場合は国庫補助制度がございませんので、まず、知事会を通して、産業系高校の機器整備の補助金の支援、私個人としても、年度早々に文部科学省に出向きて、担当課に、校舎の設備に関してまでは言わないけど、せめて機器等

の整備支援だけでもお願いできないかという要請を行ったところです。なかなか国の財政もありますので、すぐに財政支援が受けられるかどうかは別ですけど、可能な限り、国に要望するとともに、財政当局等にも相談して、機器整備が定期的に行えるように、今後も努めてまいりたいと考えております。

○坂口委員 決算の域を少し出るかも分からぬんですけど、まず1つには、県の単独費で整備する高価な施設については、財政課の理解というのがどうあるかなんですね。まだ更新時期じゃない、あるいはまだ使えるというときに——しかしそれをやらないと、学校の魅力と出口で企業の魅力、そこで入り口も出口もなかなか人が通れないなという。

それから、無償化と言われたんですけど、今の高校は学ぶ生徒側、保護者側、あるいはその他の、国とか行政側からしても義務教育扱いですよね。そうなったときに、この補助公共事業として扱える標準的な施設について、あるいは機材については、そういうように改正が必要かなと思う。

そして時代がこれだけ進んでいって、早ければ適化法、これについても柔軟な——計算して出てきた数字の補助金は返しなさいというようなことでは、そちらで行き詰まると思うんです。購入したものに対してのペナルティー金を払うというのは、なおさら財源の確保と支出は難しいと思う。だから、今言わされたように、ここところでかなり窮屈な、今の時代に合わないような制度になっているんじゃないのかということで——決算の委員会に結びつけますと、端末機の更新も更新時期に入ったからではなくて、もうこの時代にこんなものは通用しないよというときが来たらパッと変えられるように、法律に

少し柔軟性を持たせなきやいけないんじゃないかなと。そこで今のこの制度の中で、義務教育課も高校教育課も窮屈さをそれぞれ感じておられないかどうか。どうですか。

○吉村教育長 補助金適正化法については、学校施設整備に限らず、全ての国庫補助事業に通じるものですので、またそのあたりについてはしっかり勉強して、柔軟な対応を——私であれば文部科学省に要請をしたいと思っております。併せて、先を見て学校運営もやっていかないと、なかなか厳しくなると考えております。子供の数が減りますので、生徒数は今後年々減っていくことになります。生徒数が減ることについては、県立に限らず、私立の高校にとっても経営に響くことになります。

そういう中で、各地域にある県立学校を継続的に持続可能な形で今後運営していくためには、生徒数に応じた形で先生、学校の施設整備等々も考えていかないと、今のスケールのまま維持していくというのは厳しくなると思っております。児童生徒数に合わせた教育の規模、先生の配置、質の高い教育をしっかり施せるようにやっていきたいと思っております。

あわせて、学校の施設、機械等の設備については、今各企業が求めるような人材育成に資するような施設整備ができるように、しっかり国にも要望してまいりますし、教育委員会においても、お金の使い道として、今まであれもこれもだったところは、しっかり見直して、本当に必要なものにある程度集中して予算を使っていくように、今後検討していきたいと考えております。

○荒神主査 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○荒神主査 それでは、以上をもって教育委員

会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時20分再開

○荒神主査 それでは、分科会を再開いたします。

まず採決の日時ですが、10月1日午後1時からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○荒神主査 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○荒神主査 何もないようですので、以上で本日の分科会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時20分散会

令和7年10月1日(水曜日)

午後1時0分再開

出席委員(7人)

主　　査	荒　神　　稔
副　　主　　査	永　山　敏　郎
委　　員	坂　口　博　美
委　　員	中　野　一　則
委　　員	安　田　厚　生
委　　員	本　田　利　弘
委　　員	工　藤　隆　久

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議　事　課　主　幹	黒　木　一　寛
総　務　課　主　事	高　妻　勇　斗

○荒神主査 それでは、分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決の前に各議案につきまして賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時0分再開

○荒神主査 分科会を再開いたします。

それでは、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

(「一括」と呼ぶ者あり)

○荒神主査 それでは一括して採決をいたします。

議案第25号、第26号及び第28号につきましては、原案のとおり認定すること、議案第27号につきましては、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○荒神主査 御異議なしと認めます。よって、議案第25号、議案第26号及び議案第28号につきましては原案のとおり認定、議案第27号につきましては、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。主査報告の項目及び内容について、御意見等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時4分再開

○荒神主査 委員会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、正副本査に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○荒神主査 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○荒神主査 特になければ、以上で分科会を開会いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時5分閉会

署 名

文教警察企業分科会主査 荒 神 稔

